

第2期

岩沼市地域福祉計画

岩沼市自殺対策計画

令和8年度～令和17年度

概要版

みんながつながり
安心していきいきと
暮らせるまち いわぬま

計画の詳細は、岩沼市のホームページからご覧いただけます。

二次元コードからアクセスできます。



令和8年3月
岩沼市



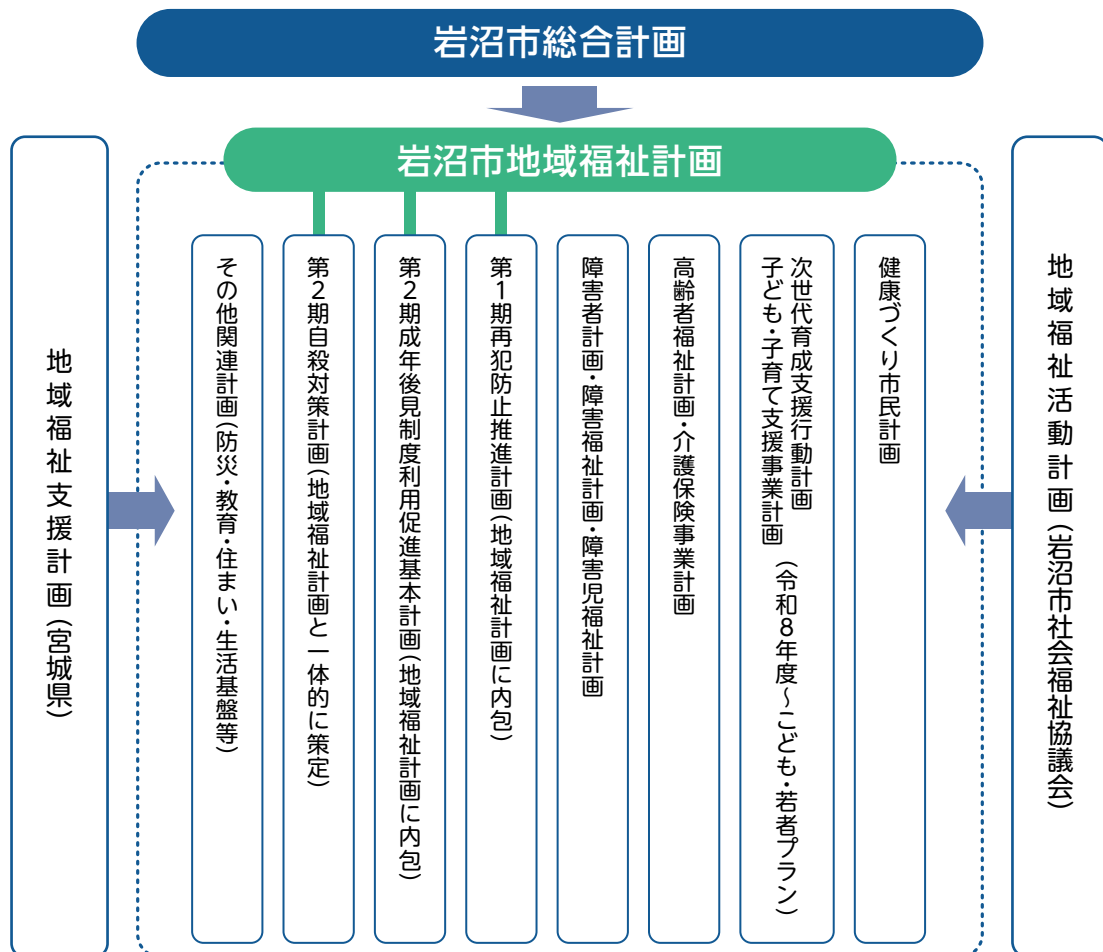
◎計画策定の趣旨・背景

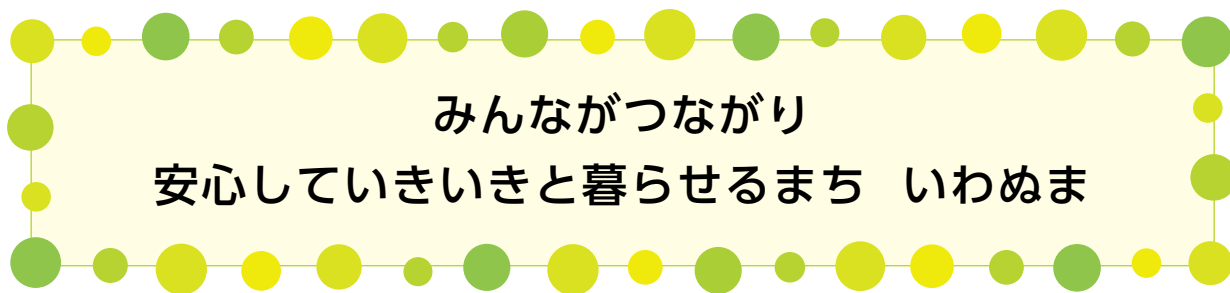
- 地域で起こる課題は、高齢化、単身高齢者世帯の増加、担い手不足などにより多様化・複雑化しています。また、新型コロナウイルス感染症の影響で、住民同士の「つながり」の希薄化が一層強まりました。
- 制度の狭間にある人や相談をためらう人など、支援につなげていない現状の課題に対応するため、行政だけでなく住民や民間団体など多様な主体が協力し、「地域共生社会」の実現を目指すことが重要です。
- 本計画は、誰もが自身にも関わることとして地域の課題に向き合い、世代や分野を超えて互いに支え合う社会を築いていくための「つながり」を再構築するために策定します。

◎計画の位置付け・計画期間

- 「岩沼市地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定に基づき市町村が策定する計画であり、地域福祉を推進していくための理念や総合的な方向性を示すものです。
- 本計画には「成年後見制度利用促進基本計画」と「再犯防止推進計画」を内包し、「自殺対策計画」と一体的に策定することで、横断的な支援に取り組みます。
- 計画期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。

図表 本計画と他の計画の関連図





みんながつながり

安心していきいきと暮らせるまち いわぬま

- これまでも住民一人ひとりがつながりを大切にし、誰もが疎外感を抱くことなく、支え合いの輪が築かれ、「これからもこの地域で暮らしたい」という「安心感」を得られる地域社会の実現を目指してきましたが、地域では“つながり”の希薄化が住民アンケートや住民座談会を通じてみえてきました。
- 地域の状況と向き合い、住民が困りごとに「気づく」きっかけをつくり、みんなで福祉を「担う」人づくりを進め、多様な支援に「つなぐ」体制を整え、いつでも「安心できる」地域づくりに取り組んでいくために、“つながり”は本市の地域福祉の推進に不可欠です。これまでの理念を継承しつつ、新たに“つながり”というキーワードを加え、誰もが「我が事」として地域に参画し、世代を超えて互いに支え合う「地域共生社会」を共に築いていくという想いを込めて、基本理念を「みんながつながり 安心していきいきと暮らせるまち いわぬま」とします。

地域福祉を推進するための圏域と役割(自助・互助・共助・公助)

「地域」といっても、その捉え方は年齢や活動団体等によって異なることが考えられます。そのため、地域福祉を住民主体で進めていくためには、日常生活を送るうえで、あいさつや顔の見える範囲から、保健・医療・福祉サービスとの連携、広域による支援の検討が必要な圏域まで、様々な課題に対応した範囲の設定が必要となります。本計画では、以下を地域福祉の範囲とし、それぞれが地域福祉を推進する役割を担います。

家族・個人 (自助の展開)

- ・個人や家庭による自助努力(自分でできることは自分です)、災害時に向けた日頃の備えなどを行う。

隣近所～自治会・町内会等 (互助の展開)

- ・日常的な見守り活動や助け合い、災害時の安否確認や避難支援などを行う。
- ・普段からのあいさつや声かけを行うことで「顔の見える関係づくり」を行う。

各小学校区 (共助の展開)

- ・4つの小学校区を基本とした圏域で、福祉施策において具体的な活動を行う。

市全域 (公助の展開)

- ・地域福祉行政を全体的に調整する圏域であり、市全体の取組を推進するなど、広域的な調整を行う。



○地域福祉の推進に向けた“気づく”、“担う”、“つなぐ”、“安心できる”の4つの視点を踏まえ、基本理念「みんながつながり 安心していきいきと暮らせるまち いわぬま」の実現に向けた基本目標を掲げます。

基本理念

みんながつながり 安心していきいきと暮らせるまち いわぬま

基本目標1 周囲の変化に“気づく”きっかけと仕組みづくり

- 1-1 住民同士の関わりや顔の見える関係づくり
- 1-2 困りごと等に気づける体制の充実
- 1-3 地域の声や情報が届きやすい仕組みづくり

基本目標2 みんなで“担う”人づくり

- 2-1 福祉意識の醸成、教育・学習機会の充実
- 2-2 担い手の育成・継続支援
- 2-3 地域活動の活性化

基本目標3 困りごとを“つなぐ”支援づくり

- 3-1 情報提供・相談支援の充実
- 3-2 包括的な支援体制の充実
- 3-3 福祉サービスの質・量の確保
- 3-4 暮らしを支える生活支援・自立支援の推進
(在宅生活支援、生活困窮者自立支援、就労・就学支援 等)

基本目標4 いつでも“安心できる”地域づくり

- 4-1 共生の地域づくりに向けた福祉環境の整備
- 4-2 防災・防犯対策の推進
- 4-3 地域でつながり、自分らしく暮らせる仕組みの推進

誰ひとり取り残さない地域共生社会の実現に向けて

成年後見制度利用促進基本計画
再犯防止推進計画



基本目標 1 周囲の変化に“気づく”きっかけと仕組みづくり

- 住民一人ひとりが、身近な地域での関わりを通じて、地域で困っている人や悩みを抱えている人の変化に“気づく”きっかけとなるよう、見守りや声かけといった住民同士の関わりや顔の見える関係づくりを進めます。
- 日常のあいさつや立ち話、地域の集まりなどを通じた訪問や交流により、変化や困りごと等に気づける体制の充実を図るとともに、地域の声や情報が行政や支援機関に届きやすい仕組みづくりを推進します。

施策 1-1

住民同士の関わりや顔の見える関係づくり

- 顔の見える関係づくりの推進
- 日常的な見守りの仕組みづくり
- 地域見守りネットワーク等の推進
- こどもや子育て家庭への見守り

施策 1-2

困りごと等に気づける体制の充実

- ヘルプカード・ヘルプマーク・マタニティマークの普及・利用促進
- 高齢者・こども・障害者への虐待防止ネットワークの強化
- 民生委員・児童委員の周知・啓発 等

施策 1-3

地域の声や情報が届きやすい仕組みづくり

- 情報発信の強化
- 各種相談支援の実施
- 多様な主体との連携による課題把握
- 妊娠・出産・子育て支援の充実
- 生活支援コーディネーターによる課題把握 等

基本目標 2 みんなで“担う”人づくり

- 住民の誰もが、地域で支え合うことの大切さを学び、みんなで“担う”という意識づくりに向けて、学校教育や生涯学習などを通じて、学習・体験機会の充実を図り、「我が事」として参画し、様々な活動の担い手を育成する人づくりに取り組みます。
- 担い手が継続して活動できるよう支援体制を整えるとともに、多様な主体が連携・協働できる体制の構築に取り組みます。

施策 2-1

福祉意識の醸成、教育・学習機会の充実

- 福祉教育の推進
- 地域に開かれた特色ある学校づくりの推進
- こどもと親のための講座・イベントの実施
- 福祉に関する住民意識の向上
- 障害者に対する理解の促進 等

施策 2-2

担い手の育成・継続支援

- 住民の地域活動への参加促進
- ボランティア育成支援
- 民生委員・児童委員の活動支援
- 地域活動を担う人材の育成
- 専門職の人材育成

施策 2-3

地域活動の活性化

- 自治会・町内会等への支援
- 住民活動支援
- 団体間の連携による活動の強化
- NPO法人等の活動促進
- 社会福祉協議会との連携・協働
- 地域の憩いの場の推進

基本目標3 困りごとを“つなぐ”支援づくり

- 住民が日常生活の中で何か困りごとを抱えたときに、様々な機会を通じて必要な福祉サービス等につながることで、課題解決に向けた支援を受けられるよう、わかりやすく情報を発信します。
- 支援を必要とする人を早期に発見し、適切な相談や福祉サービス、医療等に“つなぐ”とともに、解決に向けて継続的に取り組めるよう、包括的な支援体制の充実を図ります。

施策3-1

情報提供・相談支援の充実

- 福祉に関する情報提供・周知の充実
- 相談方法の充実
- こども・若者への相談支援の強化
- 地域包括支援センターの機能の強化
- こども家庭センターの充実等

施策3-2

包括的な支援体制の充実

- 包括的な支援体制の整備
- 在宅医療・介護の連携強化
- 切れ目のない支援の構築
- 包括的な相談支援体制を支える人材の育成等

施策3-3

福祉サービスの質・量の確保

- 各種保健福祉サービスの充実
- 福祉サービスの質の向上
- 福祉サービスの適切な選択と利用を支援する仕組みの検討

施策3-4

暮らしを支える生活支援・自立支援の推進

- 生活支援サービスの実施
- 生活困窮者や生活保護受給者の自立支援
- ひきこもり支援

基本目標4 いつでも“安心できる”地域づくり

- 身近な地域の中でつながりを緩やかに保ちながら、助け合う関係を広げるために、誰もが気軽に集い、交流ができる居場所づくりを推進します。
- 地域における福祉環境の整備や防災・防犯対策を進めることで、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、住民生活の安全安心の確保に努め、いつでも“安心できる”地域づくりに取り組みます。

施策4-1

共生の地域づくりに向けた福祉環境の整備

- 地域福祉拠点施設の運営
- 移動手段の確保
- 暮らしやすい住環境の形成

施策4-2

防災・防犯対策の推進

- 災害時の支援体制づくり
- 避難行動要支援者の避難支援体制の整備
- 災害時の応急対策支援体制の整備
- 防犯・消費者被害対策の推進
- 安心・安全な地域づくりの推進

施策4-3

地域でつながり、自分らしく暮らせる仕組みの推進

- 多様な健康づくりと食育の推進
- 高齢者就労支援・生きがいづくり
- 障害者の社会参加促進
- 子育て世帯やこどもが集う場づくり



第2期岩沼市成年後見制度利用促進基本計画

◎ 計画策定の趣旨・背景

- 本市においては、年少人口、生産年齢人口がいずれも減少する一方、老年人口は増加し、高齢化率が令和6年度に28.1%を占めるなど、今後権利擁護支援のニーズは多様化・増大化していくと考えられます。認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な方々が、住み慣れた地域で尊厳を持って自分らしい生活を送ることができるよう、成年後見制度の利用を総合的かつ計画的に進めるために策定するものです。

◎ 計画の位置付け・計画期間

- 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条に基づく、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置付けるものです。
- 計画期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。

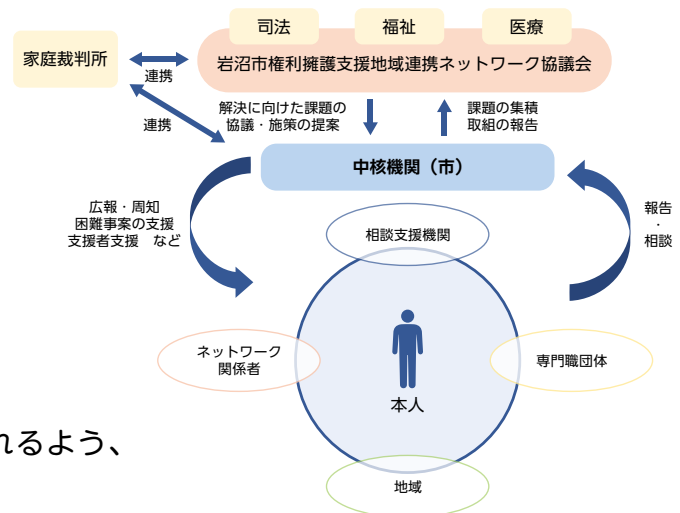
◎ 取組方針

【地域連携ネットワークの整備】

- 「岩沼市権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会」を核とし、市が「中核機関」としてコーディネートや相談支援、周知の役割を担います。

【権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能を強化するための取組】

- ①～③の場面で求められる取組が実施されるよう、段階的な実施、機能強化に取り組めます。



	「共通理解の促進」の視点	「多様な主体の参画・活躍」の視点	「機能強化のための仕組みづくり」の視点
①権利擁護支援の検討に関する場面 (成年後見制度の利用前)	・制度の周知・啓発の強化	・支援者や相談機関との連携強化	・中核機関を中心とした重層的な相談体制の整備 ・成年後見制度の利用の見極めを行う仕組みづくり等
②成年後見制度の開始までの場面 (申立ての準備から後見人の選任まで)	・受任イメージの共有	・市民後見人・法人後見の育成	・後見人等候補者の検討・マッチング・推薦の仕組みづくり ・市長申立ての適切な実施と支援
③成年後見制度の利用開始後に関する場面 (後見人の選任後)	・意思決定支援や後見人等の役割についての理解促進	・地域の担い手の活躍支援	・後見人と地域の連携 ・適切な後見人等の選任 ・家庭裁判所と中核機関の適時・適切な連絡体制の構築

第1期岩沼市再犯防止推進計画

◎計画策定の趣旨・背景

- 犯罪や非行に陥る背景には、高齢、障害、困難な成育環境、孤立や貧困など、様々な「生きづらさ」が隠れていることが多くあります。こうした困りごとが解消されないまま、適切な支援につながれないことで、犯罪を繰り返してしまう人も少なくありません。犯罪や非行をした人が社会において孤立することなく、地域の一員として復帰し定着できるよう、地域社会全体で支援していくことで再犯を防止し、「誰ひとり取り残さない地域共生社会」の実現を目指すために策定するものです。

◎計画の位置付け・計画期間

- 「再犯の防止等の推進に関する法律」(再犯防止推進法)第8条第1項の規定に基づき策定する「地方再犯防止推進計画」として位置付けるものです。
- 計画期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。

◎市の役割と重点施策

【市の役割】

- 再犯防止のための取組を推進し、罪を犯し、立ち直りを決意した方を地域で受け入れ、共に生きていくことができる地域社会づくりを担います。
- 保健医療・福祉等の各種行政サービスへのアクセスが困難な方や、複合的な課題を抱えている方に対して、地域を構成する一員として安定して生活できるよう、適切にサービスを提供していきます。

【重点的に取り組む施策】

- 宮城県の再犯防止推進計画の重点課題と連動し、生活基盤の支援と地域ネットワークの構築に焦点を当て、「地域における包摂的な支援」、「就労の確保に関する支援」、「住居の確保に関する支援」に取り組めます。

地域における包摂的な支援

近年の保護司の高齢化や担い手不足、地域コミュニティの希薄化といった課題を踏まえ、更生保護の新たな担い手の確保・育成に向けた環境を整備し、地域社会全体で支援の輪を広げます。

- ①地域の支援の輪を広げる
- ②住民への理解促進
- ③支援者への協力

就労の確保に関する支援

不安定な就労は再犯のリスクを高める要因の一つです。市では、早期に就労が困難な方に対して、生活基盤の安定と就労自立に向けた「事前準備」を重点的に支援します。

- ①就労への基礎づくり
- ②生活困窮者への支援

住居の確保に関する支援

刑務所出所時に帰住先がない場合、再犯リスクは著しく高まります。市は、安定した社会生活を営むうえで、住居の確保は最も重要な生活基盤支援として位置付け、関係機関と連携した支援を行います。

- ①経済的セーフティネット
- ②賃貸住宅へのアクセス支援



◎ 計画策定の趣旨・背景

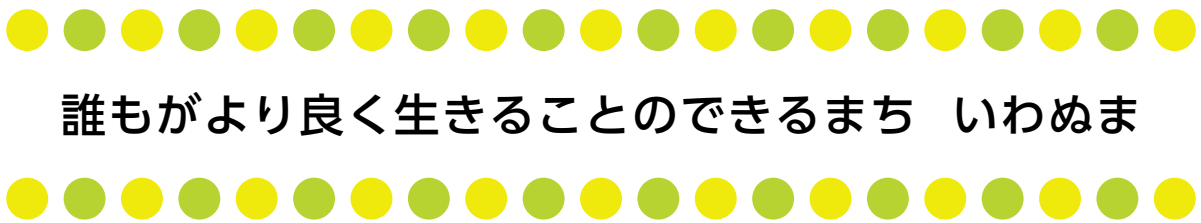
- 平成18年に「自殺対策基本法」が施行されて以降、自殺は「個人の問題」から「社会問題」として広く認識されるようになりました。さらに平成28年4月の改正で、すべての自治体に自殺対策計画の策定が義務づけられ、地域レベルでの対策が一層進められています。
- 令和4年には国の「自殺対策大綱」が見直され、新型コロナウイルス感染症の拡大などの状況を踏まえた取組の方向性が示されました。今後も自殺対策は、社会づくりや地域づくりの一環として、一人ひとりの課題を早期に発見し、誰ひとりとして取り残さない包括的な支援を進めることが求められています。

◎ 計画の位置付け・計画期間

- 自殺対策基本法に基づく計画として、地域福祉計画と一体的に策定します。
- 計画期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。

◎ 基本理念

- 自殺対策は長期的な支援や視点が必要であることから、第1期自殺対策計画の基本理念を継承し、引き続き「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指します。



◎ 数値目標

- 第1期の目標が未達成となったこと、国の方針及び宮城県目標を踏まえながら、本計画では、令和8年から令和17年までの10年間平均の自殺者数及び自殺死亡率を、基準値から30%以上減少させることを目標とします。

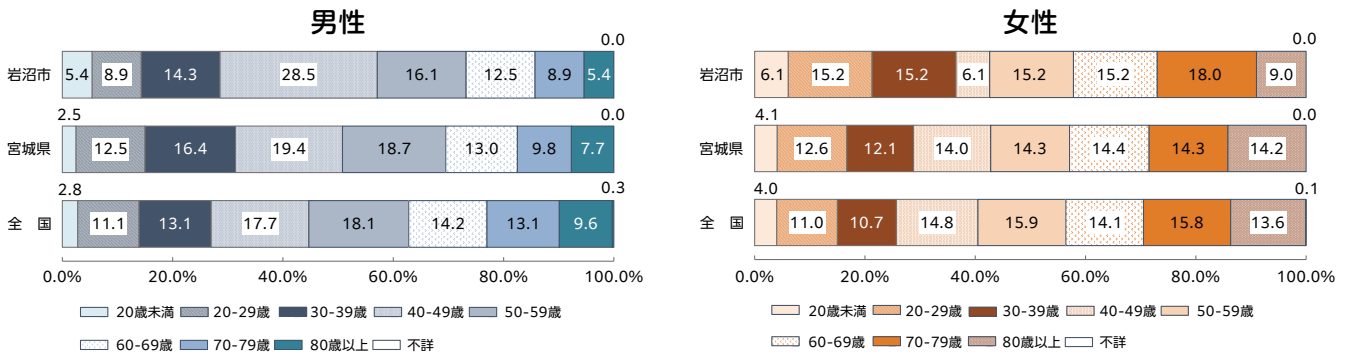
【本市における目標数値】

	第1期		第2期	
	現状値	目標値	*基準値 (第1期計画の結果)	目標値
	平成26年～平成30年の 5年間平均	令和2年～令和6年の 5年間平均	令和2年～令和6年の 5年間平均	令和8年～令和17年の 10年間平均
自殺者数(人)	9.2	6.4	9.0	6.3
自殺死亡率(10万人対)	20.8	14.5	20.6	14.4

※自殺統計より算出

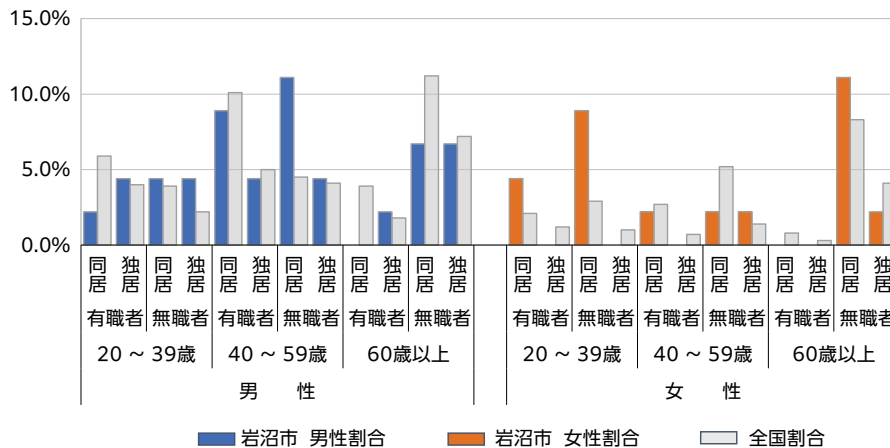
◎データから見える岩沼市のいま

年齢別自殺者の割合(平成27年～令和6年 合計:構成比)



自殺者の特徴(地域自殺実態プロファイル)

図表 地域の自殺の概要
(特別集計(自殺日・住居地、令和元年～令和5年合計))



○住民の地域との関わり方が団体所属から個人の活動へと変化していることや、相談先の細分化・相談内容が複雑化していることがわかり、現状に合った取組を推進していくことが求められています。

働き世代：40～50代男性の割合が高く、失業や生活苦、職場の悩みが背景にあります。

子ども・若者：子ども・若者の自殺が社会的な課題となっていることを受け、本市では、学校や関係機関と連携し、子ども・若者が悩みを相談しやすい環境づくりや、自殺予防につながる取組を継続します。

○「地域自殺実態プロファイル」等から特に対策が必要とされる“無職者・失業者”、“生活困窮者”、“高齢者”、“子ども・若者”を重点施策対象とし、既存の事業を「生きる支援」として位置付け、「誰も自殺に追い込まれない社会の実現」を目指します。

重点施策
対象

無職者
失業者

生活
困窮者

高齢者

子ども
若者

◎基本目標と施策の方向性

- 基本理念の実現に向けて、市民、地域、行政、関係機関が連携しながら、本市の現状や直近の自殺動向を踏まえ、以下の4つを基本目標とし、各分野での取組を通じて自殺予防を推進します。

基本目標1 みんなが「関わる」地域共生社会の形成

- 住民同士の見守りや支え合いの「つながり」を強化し、あいさつや声かけ、地域行事を通じた世代間交流を促進することで、誰もが孤立せず安心して暮らせる地域共生社会の形成を目指します。

施策1-1 地域における見守り・支え合いの推進

施策1-2 地域住民同士の交流と楽しみを共有できる人間関係の構築

【数値目標】

No	指 標 名	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和17年度)
1	市民満足度調査 「何らかの地域活動やサークル活動をしている人の割合」	19.2%	割合の増加
2	地域福祉計画アンケート 町内会など地域社会の活動への参加状況	55.1%	割合の増加
3	ボランティア登録者数	153人	登録者数の増加
4	地域福祉計画アンケート 「地域にはいざというときに助け合う気風がある」と回答した人の割合	48.4%	割合の増加

基本目標2 困ったときの声や支えの「届く」体制づくり

- 自ら声を上げにくい人や、悩みや困難を抱えた人の声が確実に「届く」よう、必要なときに適切な相談や支援が受けられる体制を構築します。
- 困りごとや悩みごとを抱えた人に気づき、話を聞き、必要な支援につなぎ、見守るゲートキーパーの役割を担う人材の育成に努めます。

施策2-1 相談・支援の充実

施策2-2 自殺対策を支える人材の養成・支援

【数値目標】

No	指 標 名	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和17年度)
1	自殺対策啓発普及回数	4回	普及回数の増加
2	自殺対策ゲートキーパー養成講座受講者数（累計）	424人	受講者数の増加
3	地域福祉計画アンケート 「市内の相談窓口を3つ以上知っている」と回答した人の割合	43.4%	割合の増加

基本目標3 自分らしく「生きる」居場所づくり

- 地域や社会で孤立することなく、人とのつながりや安心感の得られる居場所づくりに取り組みます。
- 多様な生き方や考え方を互いに認め合う意識の醸成を図り、自己肯定感を育む社会を目指します。

施策3-1 生きがいつくりの推進

施策3-2 互いに認め合う意識の啓発

【数値目標】

No	指 標 名	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和17年度)
1	市民満足度調査 幸福度	6.72点/10点	幸福度の増加
2	地域福祉計画アンケート 「日常生活や地域活動の中で、差別や偏見は感じない」と回答した人の割合	71.3%	割合の増加

※幸福度:

市民満足度調査において、「あなたはどの程度幸せですか」の問いで、「とても幸せ」を10点、「とても不幸」を0点としたときの回答の平均値。

基本目標4 こども・若者を「守る」教育・支援の充実

- 学校、家庭、地域が連携し、発達段階に応じた生きる力を育む教育を推進します。
- SOSの出し方に関する教育やICTを活用したリスクの早期発見・支援を強化し、切れ目のない包括的な支援体制を整備します。

施策4-1 生きる力を育む支援

施策4-2 こどもを支える体制の整備

【数値目標】

No	指 標 名	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和17年度)
1	夢・あこがれ事業の開催数	3回	回数の維持
2	市民満足度調査 「家庭教育の充実」満足度 「学校教育の充実」満足度	3.916点/6点 3.974点/6点	満足度の増加
3	いじめ問題対策委員会の実施回数	12回	実施回数の増加

編集:岩沼市健康福祉部社会福祉課

〒989-2427 岩沼市里の杜三丁目4番15号 電話番号:0223-35-7751 F A X :0223-24-0406